

(諮問書別紙)

1. 高齢者施策の中期的なあり方について

本市の65歳以上高齢者人口は、令和5年度末に約10万6千人となり、高齢化率は21.5%と、介護保険が開始した2000年と比べて約2倍に上昇している。近年は、高齢者の中でも高い年齢層の人口が増加しており、いわゆる「団塊の世代」が平均寿命を迎える2030年代後半には、本市における死亡者数の第一次ピークを迎え、医療・介護の需要が高まると見込まれている。一方、15～64歳の「生産年齢人口」は、今後、緩やかに減少し、2040年以降は現在の9割程度になると推計されており、核家族化の進行および単身世帯の増加などによる家族間支援の低下も含め、高齢者の介護や生活を支えるサービス提供のあり方を考えていく必要がある。また、その頃に65歳になる「団塊ジュニア」世代は、本市で最も人口が多い年齢層であるが、「就職氷河期」に直面した世代であり、非正規雇用や未婚割合が高いとされ、経済的困窮や孤独・孤立といった課題を抱えて高齢期を迎えることが懸念されている。

国は、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第15条第2項第1号の規定に基づき「高齢社会対策大綱」（以下、「大綱」という）の策定を行っており、前回（平成29年度）の改定では、65歳以上を高齢者とするのは実態にそぐわないとして、年齢区分でライフステージを画一化することの見直しや、全世代型の社会保障、多世代間の協力拡大や社会的孤立の防止など、高齢化の影響も含む社会的課題に対応する環境をつくる必要があるとされた。今年度、7年ぶりとなる新たな「大綱」の策定が予定されており、少子高齢化の進行や、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加など、社会における様々な変化が急速に進んでいることを踏まえ、これらの変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な社会を構築するための変革を進めるとしている。

こうした国の施策動向も視野に入れ、本市においても、意欲・能力に応じ高齢者が活躍できる社会づくりや、健康寿命と平均寿命の差を縮める取り組み、単身でも最期まで尊厳を保ち安心して暮らし続ける仕組みづくりといった、今後の高齢者施策のあり方について検討していく必要がある。特に、本市において着手されていない課題領域については、今一度立ち止まって検討し、次期以降の「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」などに反映させ、取り組む必要があることから、今回の諮問を行うものである。

2. 答申の期日について

令和6年度末